

9 その他 ～ 公害苦情の状況

1 公害苦情の処理体制

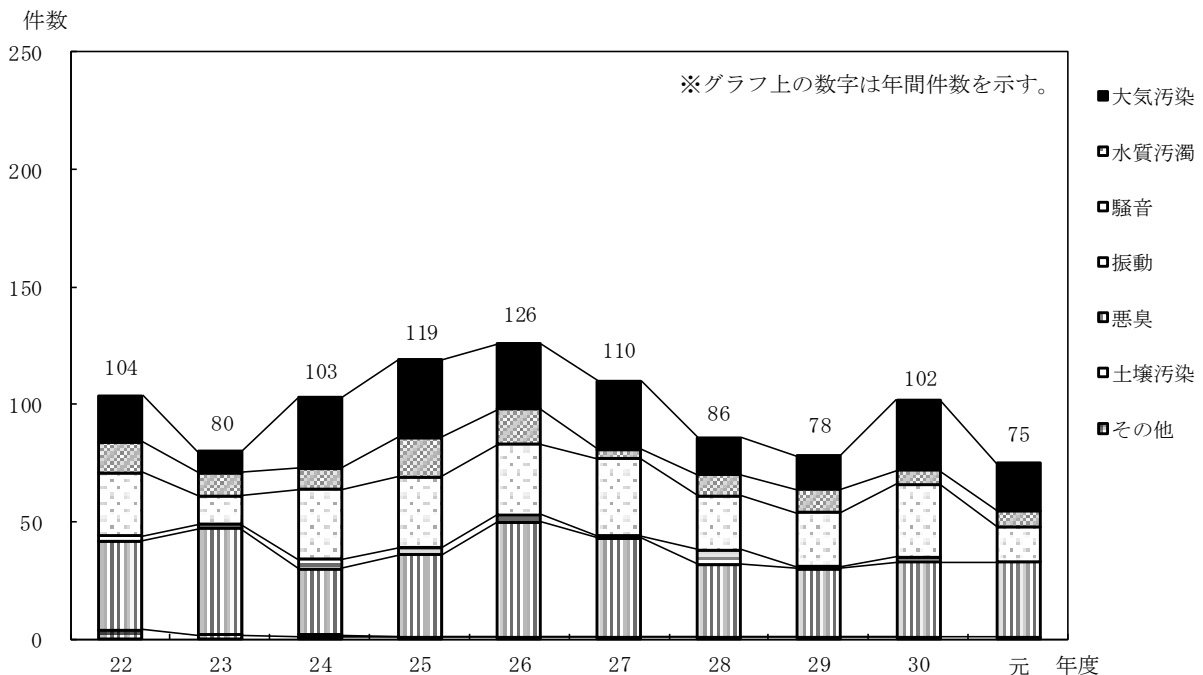
本市では、公害紛争処理法（昭和 45 年法律第 108 号）第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和 52 年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 処理期間 : 平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月

3 公害苦情の概況

(1) 苦情件数

令和元年度の公害苦情の申立件数は 75 件で、前年度（102 件）に比べて、27 件減少しました。



図－1 過去 10 年間の種類別苦情件数

(2) 公害種類別の内訳

令和元年度の公害種類別の内訳及び過去 10 年間の種類別苦情件数の推移は、図－1 のとおりです。

件数が多い順に悪臭 32 件（約 43%）、大気汚染 20 件（約 27%）、騒音 15 件（約 20%）、水質汚濁 7 件（約 9%）、その他 1 件（約 1%）となりました。

なお、平成 30 年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約 7 万件が報告されており、うち典型 7 公害が約 4 万 8 千件（約 71%）を占め、その内訳は騒音 33%、大気汚染 30%、悪臭 20%、水質汚濁 12%、振動 4%、土壌汚染等 0.4%となっています。